

官報

号外

平成十五年四月一日

○第百五十六回 衆議院會議録 第十九号

平成十五年四月一日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
出)
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○下村博文君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
長提出)

○議長(綿貫民輔君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大野功統君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔大野功統君登壇〕

○大野功統君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

我々は、現下の経済情勢、財政状況等にかんがみ、既に昨年四月から、歳費月額の前減措置をみずからとってきたところでありますが、このたびの改正は、現在実施いたしております歳費月額の前減措置を、現状のまま、明年三月末まで引き続き行うための措置をとろうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。
何とぞ御賛同くださいますようしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、保険業法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣竹中平蔵君。

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の保険業を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっております。各保険会社においては、競争力の強化、事業の効率化と同時に、一層の経営の健全性の確保が必要な状況にあります。

このような状況のもと、保険業に対する信頼性を維持する観点から、生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備を行うとともに、保険会社の経営手段の多様化等を図る観点から、保険相互会社への委員会等設置会社制度の導入、保険会社の業務範囲の見直し等の措置を講ずるため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、生命保険会社が破綻した場合に生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては、本年三月末までの破綻に対応した政府補助の特例

措置が整備されておりましたが、現下の生命保険を取り巻く環境にかんがみ、本年四月以降三年間の破綻に対応するため、改めて、政府補助の特例措置を整備することとしております。

第二に、昨年の商法等の改正により株式会社に入社されました委員会等設置会社制度等について相互会社にも導入することとともに、相互会社から株式会社への組織変更に関する規定を見直し、組織変更の際に増資を行う場合に基金の現物出資を可能とするなどの措置を講ずることとしております。また、保険会社の付随業務としての金融業を行う者の業務の代理等を規定するとともに、中間業務報告書の作成・提出の義務づけや生命保険募集人の登録手続の見直し等の措置を講ずることとしております。

以上、保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。松本剛明君。

(松本剛明君登壇)

○松本剛明君 民主党の松本剛明です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

初めに、イラクでの戦争において犠牲となられたすべての方々に謹んで追悼の誠をさげるとともに、一刻も早い戦争の終結を願い、日本政府の主体的な努力を要請いたします。また、復興の名目で占領経費を負担したりすることのないように強く求めて、私の質問に入ります。

まず、竹中大臣に、経済・金融全般に関する所見を伺います。

金融に関しては、ここ数年、年中行事のように危機が叫ばれています。危機など存在しないと言う方もおられますが、私は、その都度、応急処置を施して辛うじてふたをしてきただけで、事態はますます悪化してきており、いよいよあらゆる面でそのツケが顕在化してきている、そのように認識いたしております。

事態を直視することが問題解決の出発点です。今月の政府の月例経済報告の基調判断は、「景気は、おおむね横ばい」と上方修正されましたが、実感からはかけ離れています。改めて、金融担当

であるとともに経済財政担当でもある大臣の経済・金融に対する認識はどうなのか、お尋ねいたします。

なお、イラク問題等、よく外的な原因を挙げられますが、我が国が大変厳しい状況にあります。何もかもを外的原因に帰するのではなく、しっか

りと、逃げずにお答えいただくようお願いいたします。私の地元の高校が、今、高校野球をフェアプレーの精神でしっかり戦っております。大臣におかれましても、逃げずに、正面から御答弁いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

さて、生保を圧迫しているのは逆ざやであると言われております。生保の三つの利益の源、三利源のうち、運用利回りの予定と実績の差、利差益については、確かに高い予定利率があるために、生保四十三社合計で、平成十三年度決算において一兆五千億円のロス、利差損となっています。しかし、他の二つ、死亡率と経費率の予定と実績の差、死差益と費差益は合わせて三兆五千億円あり、利差損を大幅に上回っております。とすれば、逆ざやはカバーされていることになります。総理を初め、危機はない、あおっているだけと言う方もいます。

ところが、多くの人が不安に思っているのが実情です。少なくとも、対策が必要であるとの認識は共通のものになっているのではないのでしょうか。大勢が直感しているように、説明不足の中に危機が隠されているのか、実はないのに説明が不足しているのか、いずれにしても、一層の説明責任、アカウンタビリティを果たしていただく必要があります。大臣の生保についての認識、危機感をお尋ねいたします。

もちろん、大きな逆ざやが発生していることは事実です。それは資金運用の巧拙によるものなのか、それとも、想定できなかった長く続く低金利が原因なのでしょうか。前者なら、個々の会社の責任に帰する問題です。後者だとすれば、超長期での運用を宿命とする生命保険会社の考えるべきリスクの範囲の中の低金利なのか、または、政策によるもので会社にとっては不可抗力なのでしょうか。そうであれば、政策として評価が問われます。

低金利は生保や年金には膨大なマイナスながら景気にはプラスとされていますが、本当にプラス効果が上回っているのでしょうか。低金利と生保の運用責任、あわせて、金利政策に対する適否の認識をお尋ねいたします。

昨日が年度末で、生命保険各社も決算を迎えます。申し上げるまでもなく、昨日、年度末の日経平均株価は七千九百七十二円、きょうの前場の引け値は七千九百七十六円でした。八千円割れも当たり前、大変な株安であります。株価急落により、上位生保十社だけでも含み損が二兆円超あるとも言われています。

また、繰り延べ税金資産は、平成十三年度末で生命保険全社合計一兆円余りあります。この三期決算では、銀行同様、厳正なチェックをするのでしょうか。また、かねてから、各社別の三利源の内訳公開等、ディスクロージャー強化の必要性が言われてきましたが、いかがでしょうか。生保の決算に対する認識と金融庁の取り組み方針を伺います。

生保業界の未来を考えると、簡保に触れないわけにはまいりません。総資産ベースで、簡保百二十六兆円に対して、最大手の日本生命が四十五兆円、生命保険全社を合計してやと百八十四兆円になり、それでも簡保の一・五倍にすぎません。

また、過去の予定利率の推移を見ていると、長らく四％に固定されていたものが二度引き上げられて、六％にまで上昇いたしました。その高い予定利率が今まさに問題となっているのですが、その引き上げは、二度とも簡保が先行して行われました。

くしくも本日、公社化となりましたが、生保各社とはとてもイコールフットイング、同じ条件の競争とは言えません。金融担当大臣として、申し上げた予定利率の引き上げ等、簡保のこれまでのビヘービア及び今後のあるべき姿についての御所見を承りたいと存じます。

また、本来であれば総理にぜひ伺いたいところではありますが、所管の総務大臣に同じことをお伺いさせていただきます。

本法案の主眼は、生命保険会社の平成十五年から十七年度までの破綻に対応して、生命保険契約者保護機構に対する国の補助を四千億円まで充てることができるようにするものと承知しています。十四年度末、すなわち昨日までも同じ対応が行われていたものを、いわば張りかえ、延長するものであります。

一千億円をまず業界が負担し、国はこれを超える分に対応するもので、国と業界が分担するものとなりますが、そもそも業界が対応すべきところを、生保、金融をめぐる情勢にかんがみ、特別に国が補助するものとの理解でよろしいのでしょうか。それゆえに期限を切ったものとなっていると思いますが、十二年からの三年間としていたものを、今回、さらに延長することになったのは、こまめに金融の安定を確保しようとしたができなかった、だから再延長が必要になった、そういうことでしょうか。

また、業界、国、合計で五千億円までのセーフティネットを用意されています。これまでの最大援助額が東邦生命の三千六百十三億円であることからこの金額に設定されたものと思います。が、これまでのケースは、生保の中では決して大型破綻とは言えません。本当にこれで安心できるのでしょうか。根拠をお示しいただきたいと思ひます。

予定利率議論がまた行われています。一昨年、平成十三年に金融審議会で議論され、見送りの結論に達したと理解していますが、再燃したのは、生保の状況が悪化したということなのでしょう。手続として改めて金融審議会で議論するのでしょうか、あわせてお伺いいたします。

そもそも、更生特例法に基づく破綻処理に加えて、なぜ利率引き下げという道をつくろうとするのか、何が異なるのか、伺ってまいります。

まず、経営責任をどうするのか。また、引き下げの場合に経営立て直しの計画を示させるのか。今回の改正でもガバナンスに関する規定の整備が進められますが、結果に対する責任を明確にすることが重要です。更生特例法処理でないがゆえに責任があいまいになるようでは、その後の再生にもマイナスとなり、結局、引き下げられた契約者が泣くことになるのではないのでしょうか。

第二に、基金、劣後債務の取り扱いです。

法的な優先順位の低い基金等が守られるならば、契約者の負担で基金等を保護することにほかなりません。銀行と生保との間の直接的な持ち合い関係だけでも九兆円に上ると言われる奥深いつながり、不健全なダブルギアリングを憂慮して基金などを守ろうとしているのでしょうか。それは契約者にツケを押しつけて銀行を守ることになるのではないのでしょうか。

第三に、伝えられるように、保険会社・契約者の自治的手続によって個々の会社が予定利率を引き下げるやり方は、かえって不安をおそれるおそれがあります。実施すれば混乱を生じる、それを心配すれば使えないとなれば、方法としていかなものかと思われまふ。

今回の法案では予定利率引き下げの規定がありませんが、これだけ議論が重ねられてきた事案であり、あらかじめ明確にしておくべき事柄であると思っております。大臣の答弁を求めます。

予定利率引き下げについても本法案に盛り込む

と伝えられた時期もありましたが、今回は含まれておりません。一つの法律に関する改正案が内容によって二つに分けて提出されるとすれば、極めて異例、不自然であります。国会に提出されるのでしょうか。明快な答弁を求めます。

検討が進んできた事案に関して、やることもやらないとも結論を出さずに先送りした理由は何か。もし、統一地方選挙を前に契約者に負担を求める内容は出しにくいので、その部分だけは選挙後ということであれば、これほど有権者を愚弄する話はありません。

竹中大臣、大臣は、議員からではなく、学識経験者として大臣に就任されました。これまでも随分と与党の政治的な思惑に翻弄されてこられたこととは思いますが、もし、申し上げたような選挙対策の法案の提出だとすれば、これは大変おかしいことでもあります。本件は内閣提出法案で、その責任者は大臣ですから、そのときは、責任は大臣、利を得るのは与党の皆さんということになります。大臣には後世に芳しくない名が残ることになりかねませんが、本当にそんなことでもいいのか、大臣の良識を問うて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 松本議員から、合計八問の御質問をいただきました。

まず、経済・金融の現状についてのお尋ねでございます。

昨今の経済情勢を裏面から見ますと、景気を左右する主要な要因であります設備投資が持ち直しておりまして、景気全体の方向性として、これ以上悪化し、腰折れする状況ではないと判断できる、そのように判断しまして、「横ばい」となっている」というふうな認識を示したわけでございます。その意味では、内外の要因を踏まえた総合的な判断であると思っております。

ただし、腰折れする状況ではないものの、前月から引き続き、景気全体の動向としては上向きとは見られず、いわゆる踊り場的な状況であるものと考えております。

先行きについては、イラク情勢等から不透明感が存在しており、今後とも一層の注視が必要であるというふうにいるところでございます。

官 報 (号 外)

生命保険会社の逆ざやや経営状況についてどのように認識するかというお尋ねがありました。

生命保険会社は、経費削減等の努力により保険業本業において利益を計上しているわけですが、それでも、超低金利が継続しているに伴う逆ざやのほか、契約高の減少、株価の下落等により、厳しい経営環境にあることは御指摘のとおりでございます。

金融庁としては、引き続き、適切な検査、モニタリングによって経営状況を的確に把握することにも、各社に対して、健全性の確保に向けて真剣な経営努力を求めてまいりたいというふうにいるところでございます。

低金利と生保の運用責任及び金利政策、低金利政策の適否についてのお尋ねがございました。

生命保険会社の経営内容及び現状に至った要因は、各社ごとに異なっておりますものでありますので、一律に論じることが難しいのでありますが、いずれにせよ、逆ざやには超低金利の継続という構造的な要因、背景があるものというふうに考えております。

なお、現在の低金利政策については、一般論として申し上げれば、量的緩和に伴う流動性懸念の払拭とも相まって、景気の下支えに一定の貢献をしております。デフレ克服のため、今後とも、金融政策の果たす役割は極めて重要であるというふうに考えております。

繰り延べ税金資産及びディスクリージャーについてのお尋ねがございました。

生命保険会社における繰り延べ税金資産については、これは銀行と同様でありまして、会計基準にのっとり適正な会計処理が行われるものというふうに認識しております。

生命保険会社の財務の状況に関するディスクリージャーの充実が重要な問題であり、昨年の府令、金融庁の府令、内閣府令改正などでその強化を図っているところでございます。

なお、いわゆる三利源については、各社の競争戦略にもかかわる内部管理指標であるということにもかんがみ、全社ベースでの計数を公表してい

るところであります。

簡易保険のこれまでの運営と今後のあるべき姿についてのお尋ねがございました。

簡易保険については、これまでも、簡易に利用できる基礎的な生活保障手段を提供するという政策目的に基づきまして、所管官庁において、その時々判断により事業が行われてきたものと承知しております。

御承知のように、本日より日本郵政公社が発足いたしますが、金融庁としては、簡保事業はあくまで民業を補完する立場にあるという基本的な考え方のもと、民間との公平な競争条件が確保されることが重要であると考えておりまして、総務大臣の監督のもとで公社の業務運営の適正さが確保されることを期待しております。

生保のセーフティーネットについてのお尋ねでございます。

生保のセーフティーネットについては、既に生保各社の負担水準が相当程度高い水準に達していることから、平成十二年に、政府補助の特例措置を含め五千億円の規模のセーフティーネットが追加的に整備されたところでございます。

しかし、この政府補助の特例措置が本年三月末までの措置であることから、現下の生命保険を取り巻く環境にかんがみまして、改めて、平成十五年度から三年間の破綻に対応するため、同様の規模と内容で整備することとしております。

こうした措置によりまして、保険契約者の保護

を図り、生命保険に対する信頼を確保してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

予定利率引き下げ問題について、議論する理由や内容、今後の手続についての包括的なお尋ねがございました。

予定利率の問題については、平成十三年に金融審議会において議論が行われましたが、その際は、制度導入の環境が整っておらず、まず先に取組むべき事項が多く存在しているため、各保険会社、行政当局による必要な対応を求めることとされたところでございます。

しかし、超低金利が継続する中で、生保各社の逆ざや問題は経営上の構造的な問題となっていることから、予定利率の問題については、引き続き幅広く検討する必要があるというふうにいると考えております。

ただし、具体的な内容については、議員御指摘のように、さまざまな論点がございます。このため、さらに議論を深めていきたいというふうにいるところでございます。

いずれにせよ、必要に応じた審議会の開催も含めて適切な対応に努めてまいりたいと思っております。最後に、予定利率引き下げ法案の提出についてのお尋ねでございます。

生保のセーフティーネットと予定利率の問題につきましては、いずれも保険業法にかかわる問題であります。第一に、生保のセーフティーネットについては、本年三月末で現行の政府補助の特

例措置は期限切れとなっており、生命保険への信頼性の確保という観点から早期の整備が望ましい状況にございます一方で、第二の点としては、予定利率の問題については、多くの論点が存在すると考えられることから、さらに議論を深めるため、引き続き幅広く検討しているところでございます。

このような事情にかんがみ、今般、生保のセーフティーネットのための保険業法改正案を提出し、その御審議をお願いしているものでございます。事情を御理解賜りたいというふうに思います。

ありがとうございます。(拍手)

(國務大臣片山虎之助君登壇)

○國務大臣(片山虎之助君) 松本議員の簡保についてのお尋ねにお答え申し上げます。

簡保は、御承知のように、全国あまねく設置されました郵便局を通じて基礎的な生活保障手段を提供するものでございます。

きょうから日本郵政公社に移行いたしましたので、この簡保の事業も公社の事業、こういうことになったわけでございますが、その性格から、例えば、税金は納めなくていいとか、保護機構に負担金を納めなくていいという恩典はありませんけれども、逆に、加入限度額があるとか、商品・サービスについては一定の制約があるとか、資金運用についても極めて限定されておまして、私

どもとして考えれば、民間生保と簡保はプラスマイナスはばランスがとれているのではないかと、こういうふうにご考えておりますし、保有保険金額からいいますと、約一割強、一一、二%でございます。

今後とも、民間生保と簡保はすみ分けをしてそれぞれの役割に応じて国民の生活保障手段としてまいりたい、このように思っております。今後とも、そういうことで我々も扱ってまいりますので、ひとつ御理解を賜りたい、こういうふうに思います。

以上であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

出席國務大臣

総務大臣 片山虎之助君
國務大臣 竹中 平蔵君

出席副大臣

内閣府副大臣 伊藤 達也君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る三月二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成十五年度一般会計予算

平成十五年度特別会計予算

平成十五年度政府関係機関予算

一、去る三月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

社会資本整備重点計画法

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

一、去る三月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る三月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十四年度第三・四半期における予算使用の状況

一、去る三月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十四年度第三・四半期における国庫の状況
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくイラク難民救援国際平和協力業務実施計画の報告書

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る三月二十八日、内閣を経由して総務大臣片山虎之助君から、次の報告書を受領した。

日本郵政公社法施行法第二条第九項の規定に基づく平成十五年四月一日以降四年を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画の認可に関する報告

(議員退職)

一、去る三月二十七日、次の議員は、公職選挙法第九十条により、いずれも退職者となった。

北海道第八区選出議員 鉢呂 吉雄君

神奈川県第九区選出議員 松沢 成文君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

山元 勉君

補欠

佐藤 敬夫君

国土交通委員

辞任

小里 貞利君

補欠

森田 一君

辞任

岩倉 博文君

補欠

岩崎 忠夫君

保坂 展人君

岩崎 忠夫君

東門美津子君

議院運営委員

辞任

江田 康幸君

松浪健四郎君

山名 靖英君

山谷えり子君

補欠

山名 靖英君

山谷えり子君

江田 康幸君

松浪健四郎君

(常任委員退職)

一、去る三月二十七日、文部科学委員松沢成文君及び国土交通委員鉢呂吉雄君は、公職選挙法第九十条により退職者となった。

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月二十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

桑原 豊君

生方 幸夫君

中川 正春君

補欠

生方 幸夫君

桑原 豊君

川崎 二郎君

(議案提出)

一、去る三月二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

(議案付託)

一、去る三月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

財務金融委員会 付託

林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

以上二件 農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る三月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案通知書受領)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成十五年度一般会計予算

平成十五年度特別会計予算

平成十五年度政府関係機関予算

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律案

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

社会資本整備重点計画法案

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る三月二十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る三月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

貸し渋り、貸し剥がしに関する質問主意書(長妻昭君提出)

国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る三月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米英軍等によるイラク攻撃に対する自衛隊の協力に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨三月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府提出出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に関する質問主意書(中村哲治君提出)

(答弁書受領)

一、去る三月二十八日、内閣から次の答弁書を受

領した。

衆議院議員山内恵子君提出「北海道旧土人共有財産」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大出彰君提出芸能関係者の労働者性判断基準についての政府解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員原口一博君提出外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問に対する答弁書

平成十五年一月二十八日提出
質問 第一一一号

「北海道旧土人共有財産」に関する質問主意書

提出者 山内 恵子

「北海道旧土人共有財産」に関する質問主意書

一 一九八七年(昭和六二)五月一五日の衆議院「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」において、五十嵐広三委員がアイヌ民族の共有地に関して政府を追及している。ことに、釧路管内厚岸町のアイヌ共有地については具体的に例示したうえで、これらの追跡調査を求めている。

これに対して、総務庁長官(山下徳夫)はその所管すら知らず、北海道開発庁政府委員(大串国弘計画監理官)は「北海道旧土人法に関する共有財産と言ふならこれは厚生省だ。恐らく北海道庁の方でそういう調査等は厚生省の委任等を受

けてやれることになっているのじゃないかと考えている」と述べている。このように、この問題は長い間あいまいに処理されつづけてきたと言わなければならない。

後藤田正晴内閣官房長官は「いずれにしても所管さえどもはつきりしないといったようなことではこれは申しわけありませんので、これは政府内で検討をいたしたい」と述べた。しかし、以後、政府は何も明らかにしていない。政府の検討結果及びその経過を詳らかにしていたきたい。

二 道庁が共有財産の調査を委任されているとしても、アイヌ文化法附則第三条では、北海道知事が管理する北海道旧土人共有財産(共有地等とその土地等を第三者に賃貸して得た収益金の総称をいう)を一九九七年(平成九)九月五日の公告の日から起算して、一年以内に道知事に対し当該共有財産の返還を請求できると定められていた。

しかし、道知事によって公告された北海道旧土人保護法に基づく共有財産のリストを見ると、厚岸町土人共有財産(現金二万八千三百四十二円)を含め道内のそれは十八件、都合現金百二十九万三千九十八円で、共有地についてはすべて共有者に返還済みとなっていると説明している。そして、請求期限内に請求申請を行つた人々のうち、道庁は三十八人(計百十万六千三百四円)を共有者と認定した。

だが、当の共有者三十八人全員が「道庁の共有財産の管理の経緯などが不明確だ」として、その現金の受け取りを拒否する事態となった。そのうち二十四人の道内外のアイヌ有志が一九九九年(平成一一)七月、道知事を相手取り、「共有財産」返還手続の無効確認や処分取り消しを求める行政訴訟を札幌地方裁判所に起こし、現在も継続している。

また、それに先立つ一九九八年(平成一〇)八月に厚岸町土人共有財産の共有者の一人が、釧路地裁に「厚岸町アイヌ民族共有財産引渡処分無効等確認請求」の行政訴訟を起こした。そして当人は、二〇〇〇年(平成一二)一〇月、国を相手に「厚岸町アイヌ民族共有地引渡請求」の訴えを起こしている。

以上のように、「共有財産」についての道庁との交渉、裁判を通じて共有者たちは、共有財産の公告内容の根拠、その共有金の明細を記した収支の内訳を明示するよう要求していたものの、道庁は「ご要請のあった根拠となる共有金の明細につきましては、相当期間が経過しているため記録がありませんので、お示しすることができないことをご理解願います。」(北海道庁環境生活部総務課長・一九九八年(平成一〇)七月一日)と、「共有財産」の管理者としてあるまじき無責任な回答しかできていない。

そのうえ、公告では「土地についてはすでに共有者に返還済み」と記されているが、個々の共有者が第三者に売り渡されていた経緯につ

官 報 (号 外)

いてもまた、道庁は共有者に説明責任を果たしていない。これでは本当にアイヌ共有地売買が正規の手続のもとに行われたものか疑問が残る。

また、もう少し丁寧に調べていけば、共有地が見つかる可能性もあった。その意味で、道知事管理のこの「共有財産」返還手続における道の調査はあまりに杜撰ではなかったのかと思われる。

例えば、厚岸町のアイヌ共有地の場合、一九二四年(大正一三)二月、二十四筆の土地を北海道旧土人保護法に基づく北海道庁第二十一号により北海道庁長官が管理した。それから十八年後の一九五二年(昭和二七)九月に道知事管理指定廃止の決定が下り、翌五三年四月に北海道釧路国支庁長と共有者代表との間で「厚岸町旧土人共有財産引渡書」が取り交わされている。

右引渡書の本文ではこの二十四筆の共有地を実測の上、引き渡し致すと明記されており、そのうち厚岸小島の二筆のアイヌ地が「波浪のため皆無」と記されている。しかし、一九七二年(昭和四七)春、共有者らが、公図を閲覧したところ、小島のアイヌ共有地は島中央部に位置していて、海没するような場所にはない。当時共有者代表だった三田良吉が北海道釧路支庁当局に何度も実測を要請したが、まったく相手にされず、やむなく、釧路行政監察局に苦情申立てを行った。一九七六年(昭和五一)五月、右行

政監察局から三田良吉に対し、①本件引渡書の作成当時は小島に測点がなかったから実測できなかったこと②現在は測量技術等が発達していることから、行政に対し早期の実施を求めることを勧める一旨の返答があった。結局のところ、引渡書には虚偽が記載されていたのである。

さらに、亡三田良吉の長男一良が、国を相手に二〇〇二年(平成一四)三月一九日、釧路地裁に起こした「厚岸町アイヌ民族共有地引渡請求」の判決では、道庁が長年にわたり共有者に対し「小島一七番地と小島二番地の両共有地は現在では海没している小島北側海浜部にあった」と説明してきた論拠も「決め手に欠ける」との判断を下した。結果、小島のアイヌ共有地の位置は特定されるどころか、ますますその所在が分からなくなってきた。

一九九六年(平成八)一〇月、釧路支庁と共有者の交渉では、副支庁長が「釧路国支庁の公印が引渡書に押されている以上、引渡書の作成について道庁として責任がある」と言明している。小島のアイヌ共有地が現存しているとすれば、第三者が不当に使用していることも考えられる。

アイヌ民族の財産権・人権を護る立場から、厚岸小島のアイヌ共有地実測の早期実施を知事に勧告する意思はないか。

三 また、右引渡書では厚岸町門静地区の三筆の共有地が共有者に返還されたことになっている

が、知事の管理指定廃止の決定が下される半年前に、すでにこの三筆は共有権者も知らぬ間に自作農創設特別措置法に基づき農林省に買収されている。しかも、自創法第九条では農地を買収する場合、当該農地の所有者の所在が知られないときには、北海道公報により公告すると定められていたものの、この三筆のうち二筆(門静五番地・門静一七五番地)の土地は公告さえ行われなかった。

政府は同法に反して共有地を奪ったことになが、見解を求める。

四 道庁のアイヌ文化法に基づく「共有財産」返還手続作業は、無責任きわまりないものだったと考える他ない。改めて知事が道内十八ヶ所の「共有財産」についての実態調査を行う責務があると思うが、政府の見解を問う。

五 また、十八ヶ所の「共有財産」とは別に、樺太アイヌの共有財産については公告が行われていない。なぜ公告の対象外となったのか、その理由を問う。

右質問する。

内閣衆質一五六第一号
平成十五年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山内恵子君提出「北海道旧土人共有財産」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内恵子君提出「北海道旧土人共有財産」に関する質問に対する答弁書

一について

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成九年法律第五十二号。以下「アイヌ新法」という。)附則第二条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法(明治三十二年法律第二十七号。以下「旧保護法」という。)第十条第三項の規定により指定された北海道旧土人共有財産(以下「共有財産」という。)については、旧保護法に基づき、北海道知事が管理することとされていたところであり、また、アイヌ新法の施行後はアイヌ新法附則第三条の規定により、北海道知事が管理及び共有者への返還を行うこととされているところである。

これらの法律の規定は厚生労働省(平成十三年一月五日以前は厚生省)の所管であるが、昭和六十二年五月十五日の衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会における御指摘の答弁については、事前に質問内容の通告がなく、厚生省の職員が同委員会に出席していなかったことから、明確な答弁が行われなかったものである。

二について

北海道厚岸郡厚岸町小島内のアイヌの人々の共有に係る土地(以下「厚岸小島アイヌ共有地」という。)については、旧保護法に基づき、大正

十三年北海道庁令第二十一号をもって共有財産として指定し、北海道庁長官(昭和二十二年五月三日以降は北海道知事)が管理していたが、昭和二十七年北海道規則第七十四号をもって北海道知事が当該指定を廃止し、昭和二十八年四月十四日付けで北海道釧路国支庁長が同町内のアイヌの人々に係る土地の共有者の代表者との間で「厚岸町旧土人共有財産引渡書」を作成し、引き渡したものと承知している。このように、厚岸小島アイヌ共有地については、旧保護法に基づく適正な手続により、北海道知事の管理権限が廃止され、共有者の共有権が回復されており、既に北海道知事の管理下にはないことから、北海道知事に御指摘のような実測の実施をするよう勧告することは考えていない。

三について

北海道及び農林水産省において御指摘の三筆の土地が旧自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)に基づき買収された当時の北海道公報を調査したところ、当該北海道公報の一部が保存されていなかったことから、一筆(門静一番地一)については、同法第九条第一項の規定による公告がなされていることを確認したが、二筆(門静五番地一及び門静百七十八番地一)については、同項の規定による公告がなされたか否かを確認することはできなかったところである。しかしながら、一筆(門静百七十八番地一)については、旧自作農創設特別措置登記令(昭和二十二年勅令第七十九号)第六条第

一項の規定により、同法第九条第一項の規定による公告があったことを証する書面がなければ行うことができない登記が行われており、また、他の一筆(門静五番地一)については、同項の規定による公告があったものについて行われる民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百九十四条の規定による供託が行われていることから、三筆の土地とも、旧自作農創設特別措置法に基づき適法に買収されたものと考えている。

四について

御指摘の十八件の共有財産については、北海道旧土人共有財産土地貸付規程等を廃止する規則(平成九年北海道規則第百十三号)による廃止前の北海道旧土人共有財産管理規程(昭和九年北海道庁令第九十四号)及び同規則附則第二項の規定に基づき、北海道知事が適切に管理し、また、アイヌ新法附則第三条第二項から第四項までの規定に基づき、北海道知事が共有者への返還の手続を進めているものと承知している。このため、北海道知事が当該共有財産について改めて実態調査を行う必要があるとは考えていない。

五について

アイヌ新法附則第三条の規定により共有者に返還される共有財産は、アイヌ新法の施行の際、旧保護法に基づき北海道知事が現に管理していたものに限られている。御指摘の「樺太アイヌの共有財産」とは、明治八年の樺太・千島交換条約の締結以降、樺太島から北海道に移住

したアイヌの人々に係る共有財産(以下「本件共有財産」という。)を意味するものと考えられるが、本件共有財産は、アイヌ新法の施行の際、北海道知事が現に管理していなかったことから、同条に基づく返還の対象とはならず、返還の手続の一部である公告も行われなかったものと承知している。

なお、北海道庁作成の「北海道旧土人保護沿革史」によれば、本件共有財産については、明治三十四年ごろから明治三十九年までに、その共有者のほとんどが樺太島に帰島したため、大正十三年六月十四日付けで北海道庁と樺太庁との間で締結された協定等に基づき北海道庁長官が処分に着手し、昭和二年に処理を遂げたこととされている。

平成十五年二月十七日提出
質問 第一二一 号

芸能関係者の労働者性判断基準についての政府解釈に関する質問主意書

提出者 大出 彰

芸能関係者の労働者性判断基準についての政府解釈に関する質問主意書

昨年十二月二十日に受領した、芸能関係者の労働者性に関する質問に対する答弁書によると、政府は芸能関係者が労働基準法第九条に規定する労働者であるか否かを判断するに当たっては、平成八年に発表された労働基準法研究会労働契約等法

制部会労働者性検討専門部会の報告「建設業手間請け従事者及び芸能関係者に関する労働基準法の「労働者」の判断基準について」(以下部会報告)に示された労働者判断基準を参考としているということである。

以下、部会報告の内容に関する政府の解釈について質問する。

一 部会報告の中の、「Ⅱ 判断基準—1 使用従属性に関する判断基準—(1)指揮監督下の労働—ハ 拘束性の有無」には、「勤務場所がスタジオ、ロケーション現場に指定されていることは、業務の性格上当然であるので、このことは直ちに指揮監督関係を肯定する要素とはならない。」とある。

(1) ここにおける「業務の性格」とはどのようなものだと解釈しているのか。

(2) 「業務の性格上当然であること」と「指揮監督関係を肯定する要素とはならないこと」との因果関係をどのように解釈しているのか。

(3) 「勤務場所がスタジオ、ロケーション現場に指定されていること」が、多くの芸能関係業務において一般的であることは容易に想像しうる。大半の芸能関係者にとってそのような労働市場が存在しないのであるならば、この判断基準は指揮監督関係を肯定する要素を限定的にしすぎる感が否めないと考え、これについて政府はどう考えるか。

官 報 (号 外)

二「II 判断基準」1 使用従属性に関する判断基準—(1)指揮監督下の労働—ロ 業務遂行上の指揮監督の有無—(イ)業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無—には「俳優やスタッフなど、芸術的・創造的な業務に従事する者については、業務の性質上、その遂行方法についてある程度本人の裁量に委ねざるを得ないことから、必ずしも演技・作業の細部に至るまでの指示を行わず、大まかな指示にとどまる場合があるが、このことは直ちに指揮監督関係を否定する要素となるものではない。」とあり、芸能関係者の職業上の特殊性からくる芸術的裁量性を認めている。

しかし一方で、「III 事例—(事例4)撮影技師B—3『労働者性』の判断—(1)使用従属性について—においては、「業務の遂行方法について一方的な指示を受けることはなく、本人の裁量の余地が大きいこと」からこの事例では使用従属性はないものとされ、それが労働者性を弱める要素として扱われている。

部会報告中の上記二つの部分の整合性につき政府の解釈を示されたい。

三「I はじめに」には「俳優がいわゆるプロダクション等に所属し、それとの間に労働契約関係があると考えられる場合、あるいは、スタッフが、製作会社から業務を請け負う会社に雇用されていると考えられる場合も存するが、そのようなケースはこの判断基準では念頭に置いていない。」とあり、この部会報告がフリーの芸能

関係者のみを対象とした限定的なものであることが分かる。

政府としては今後、その他の芸能関係者も含めた統一的な労働者性判断基準をつくる用意はあるか。あるならば、その具体的日程等の詳細を、ないならば、その理由を説明されたい。右質問する。

内閣衆質一五六第二号

平成十五年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員大出彰君提出芸能関係者の労働者性判断基準についての政府解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大出彰君提出芸能関係者の労働者性判断基準についての政府解釈に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

御指摘の「業務の性格」については、映画やテレビ番組の撮影の業務は、指定されたスタジオやロケーション現場において行われるものであることをいうものと解している。

一の(2)について

勤務場所が指定されていることは、一般的には、指揮監督関係を肯定する要素となるものであるが、映画やテレビ番組の撮影の業務に従事する俳優及び技術スタッフについては、業務の

性格上当然であるので、直ちに指揮監督関係を肯定する要素とはならず、他の契約内容及び就業実態により総合的に判断すべきであることをいうものと解している。

一の(3)について

先の答弁書平成十四年十二月二十日内閣衆質一五五第九号一について述べたとおり、平成八年に取りまとめられた「建設業手間請け従事者及び芸能関係者に関する労働基準法の「労働者」の判断基準について(以下「平成八年報告」という。))は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(以下「労基法上の労働者」という。))に該当するか否かの判断基準について、昭和六十年に取りまとめられた「労働基準法の「労働者」の判断基準について(以下「昭和六十年報告」という。))をより具体化したものである。

すなわち、平成八年報告は、映画やテレビ番組の撮影の業務に従事する俳優及び技術スタッフに関し、昭和六十年報告において示された労基法上の労働者に該当するか否かの判断基準について具体的な判断基準の在り方を示したものであり、勤務場所の拘束性についても、昭和六十年報告において指揮監督関係に関する判断基準として示され、一般的には、指揮監督関係の基本的な要素であるが、業務の性質上等から必然的に勤務場所が指定される場合があり、当該指定が業務の性質等によるものか、業務の遂行を指揮命令する必要があるものかを見極める必

要がある旨述べられていることから、平成八年報告においてその具体的な判断基準の在り方を示したものである。

厚生労働省においては、平成八年報告を踏まえ、映画やテレビ番組の撮影の業務に従事する俳優及び技術スタッフにおける指揮監督関係の存否については、勤務場所の拘束性からは直ちに判断するものとはせず、他の契約内容及び就業実態から総合的に判断するものとしている。

二について

平成八年報告第3Ⅲにおける事例4の撮影技師Bが労基法上の労働者に該当するか否かについては、平成八年報告第3Ⅱ1(ロ)における御指摘の記述を前提としつつも、撮影技師Bの業務の遂行方法について、撮影技師Bが監督等から一方的な指示を受けることはないなど、本人の裁量の余地が大きいことに加え、自らの判断で補助者を使うことが認められていること、更には社会保険に加入していないこと、税金の面で労働者として扱われていないこと等を総合的に判断して、労基法上の労働者ではないと結論付けたものと解している。

三について

平成八年報告は、芸能関係者のうち、映画やテレビ番組の製作会社との関係において労基法上の労働者に該当するか否かが特に問題となる俳優及び技術スタッフについて、昭和六十年報告において示された基準をより具体化したものであり、俳優がいわゆるプロダクション等に所

属し業務を行っている場合は、昭和六十年報告において示された基準を参考にして、労基法上の労働者に該当するか否かの判断を行うものとしている。

したがって、政府としては、御指摘のその他の芸能関係者について、労基法上の労働者に該当するか否かを判断する基準を新たに取りまとめることは考えておらず、昭和六十年報告を参考にして適切な対応に努めてまいりたい。

平成十五年二月二十日提出
質 問 第 二 一 五 号

外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問主意書

提出者 原口 一博

外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問主意書

ODA無償資金協力の一環である食糧増産援助（農業、化学肥料、農業機械の供与）については、「廃止を前提に見直す」とした二〇〇二年七月の外務省改革「変える会」提言を受け、外務省による見直し作業が進められてきた。

二〇〇二年十二月十二日には、二十八名の国会議員が連名で「ODA食糧増産援助の『廃止を前提にした見直し』に関する要請」を川口外務大臣に提出し、①食糧増産援助の見直しは、廃止する方向で問題点を徹底的に洗い出すこと②見直し作業は専門家、市民・NGOなどが参加する「検討委員

会」を設け、協議を重ねた上で最終案を作成すること③上記を実行するため「十二月末まで」とした見直し期間を延長すること、を要請した。

しかし、こうした要請にもかかわらず、外務省は四十ヶ国を超える援助対象国のうちわずか六ヶ国の現地調査と省内だけの議論を経て、二〇〇二年十二月二十五日に見直し作業の結果を発表した。この見直し結果は、決定に至る経緯、根拠、及び関連情報の開示が極めて不十分であると同時に、内容においても「廃止を前提に」した抜本的な見直しとは程遠い内容と言わざるを得ない。従って、次の事項について質問する。

一 「農業については、適正使用及び環境配慮の観点から、原則として、供与しない」とされているにもかかわらず、政府は「適切に使用される体制が整っている」として、アフリカ諸国を中心に供与を行ってきたが、今回一転して農業の供与中止を判断するに至ったのはどのような理由、事実に基づくものなのか明確にされたか。

二 日本の農業供与はアフリカのオブソレイト農業（未使用・期限切れ農業）蓄積の一因ともなってきたが、現在、国際機関を中心に進められているオブソレイト農業の処理において日本はどういう責任を果たしていくのか。オブソレイト農業の処理の実施時期、実施対象国、実施方法等具体的に説明されたい。

三 「国際機関が責任をもって農業を供与する場合には、我が国としてもこれに協力することを

検討する」とあるが、どの国際機関が、どのような目的をもって供与する場合に協力するのか、その要件について示されたい。

四 「農業を除く肥料、農業機械等の農業資機材については、ニーズや実施体制につきより詳細な事前調査を行い、モニタリング、評価体制を確認した上で、その供与の是非を慎重に検討する」とあるのは、これまでの調査、モニタリング、評価体制が不十分だったと認識しているものと思われる。

1 六ヶ国の調査、あるいはその他の対象国の事例から、今までの調査、評価体制が不十分だと判断するに至った理由は何か。

2 これまでの調査、モニタリング、評価体制はどのようなもので（実施主体、実施頻度、対象国、実施結果の情報公開等）、それを今後どのように改善するのか示されたい。

五 食糧増産援助においては、事前調査から援助決定後の人札等に関わる実施促進業務、事後評価までを特定の財団法人（財団法人日本国際協力システム）が受託しており、相互のチェック機能が働かなくなっている。何故、一つの援助スキームに関する業務について競争人札等を経ずに特定の財団法人に委託しているのか説明されたい。合わせて、今後の対応について示されたい。

六 食糧増産援助の特徴である「見返り資金」について今回の見直し結果では何ら言及されていない。見返り資金とは、被援助国政府が供与物資

を農民等に売却し、売却益（見返り資金）を社会開発事業に活用する制度だが、購買資金を持たない農民は物資を購買できず、購買するために負債（借金）を抱えるなど、結果として本来の援助対象である小農・貧困農民への支援にはなっていない。また、被援助国政府が見返り資金を十分に積み立てていない事例も多く、政府関係者による不正、着服につながっているとの指摘も多い。

1 このような実態について今回の見直し過程ではどのような調査を行い、「見返り資金」制度についてどう評価したのか。

2 被援助国すべての見返り資金の積み立て状況及び使途について明らかにされたい。

七 平成十五年度予算案において食糧増産援助の予算が「六〇％削減」とされている。

1 「六〇％」の積算根拠を示されたい。

2 削減、あるいはこれを機に同援助が中止される国はどこで、その理由は何か。

3 継続される国はどこで、その理由は何か。それは一時的な処置なのか。そのための調査は十分であったと判断されているのか。

八 途上国における食糧安定供給のための農業分野での国際協力是不可欠であり、資機材供与に偏重した食糧増産援助を抜本的に見直し、今後は現地農民の自立を支援するための技術教育、人材育成を重視した援助のあり方へと転換すべきである。しかしながら、今回の見直しでは農業協力の新しい方向性は明示されないまま、食糧

増産援助の予算減額のみが決定された。

1 政府は、食糧増産援助に限らず農業分野での途上国支援について、どのように認識しているのか。

2 過去十年間において、農業・農村開発分野に、いかなる援助(内容・対象国・金額規模)を行ってきたのか。その中で、食糧増産援助はどのように位置づけられたのか。

3 今回の見直しを受けて、どのような転換を検討しているのか、その見解と予算配分を明らかにされたい。

九 今回の決定に至った経緯、その根拠、及び関連情報の開示は極めて不十分である。

1 六ヶ国の現地調査を含め、今回の見直しについての報告書はいつ、どのような形で公開されるのか明らかにされたい。

2 今後も「適宜見直しを行う」とされているが、いつ、どのような形で行うのか。

3 「見直し」の透明性を確保し、情報開示を図るためには市民・NGOの参加による公開の協議の場を設置することが不可欠であると考えるが、これについての見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第二五号

平成十五年三月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員原口一博君提出外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員原口一博君提出外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問に対する答弁書

一について

農業の調達のための食糧増産援助としての資金の供与については、これまで、開発途上国政府が農業の調達を希望したことを受け、当該途上国における農業の配布体制、農業関連法令の整備状況等の実施体制を調査し、農業が適切に使用される体制が整っていると判断した上で、これを行ってきたが、昨年七月に提出された外務省「変える会」の最終報告書の御指摘の「廃止を前提に見直す」という提言を受けて昨年十一月及び十二月に東南アジア、中央アジア及びアフリカの合計六か国に派遣した食糧増産援助見直しのための調査団(以下「御指摘の調査団」という)の調査結果や、被援助国を管轄する我が国大使館、被援助国政府及び被援助国の代わり

に農業資機材の調達事務を監理する機関が参加して年一回開催される政府間協議会の結果によると、供与資金により調達された農業につき必ずしも当初の計画どおり保管、使用等がされていない事例が見られたことを踏まえ、昨年十二月に発表した御指摘の「食糧増産援助の見直しについて」において述べたとおり、農業の調達

のための資金については原則として供与しないこととしたものである。

二について

御指摘のようないわゆるオブソリート農業の処理等については、我が国は、国連食糧農業機関(以下「FAO」という)その他の国際機関の主導に係る開発途上国に残存するオブソリート農業の処理等に関する国際的な枠組みの中で協力していく方針であり、現在、関係する開発途上国政府と協議の上、FAOがアフリカ諸国で実施するオブソリート農業の処理等の事業を支援している。具体的には、モザンビーク共和国において、FAOが本年一月から実施しているオブソリート農業処理等の事業に対し、約八十五万米ドルの資金協力を行った。

今後のオブソリート農業の処理等についても、引き続き、FAO等の国際機関、オブソリート農業処理事業の他の支援国、開発途上国等と協議を行い、検討してまいる所存である。

三について

政府としては、FAO等の国際機関が、開発途上国の要請に基づき食糧増産のために策定した計画の下で、当該国際機関において責任をもって農業を供与する場合に、所要の資金協力をを行うことを検討する考えである。

四について

食糧増産援助としての資金の供与に係る事前の調査については、かねてから、国際協力事業団(以下「JICA」という)が、被援助国政府

から援助の要請があることにこれを行っているところである。また、資金供与に係る案件のモニタリング及び評価については、一について述べた政府間協議会において、案件の実施状況等について確認、協議等を行っており、また、資金供与が数年度にわたる案件については、二年度目以降の分として被援助国政府から提出される要請書に以前供与した資金によって調達された農業資機材の配布、使用状況等の記載を求めることによって、案件の実施状況を確認しているところである。これらに加え、JICAにおいて、過去に食糧増産援助としての資金の供与を行った国又は将来これを行う可能性のある国について食糧事情等の調査を適宜行っているところ、その過程で、過去の食糧増産援助としての資金の供与に係る案件につき、そのモニタリング及び評価に有益な情報の収集を行っている。これらの情報については、JICAの保有するものは、調査から一定期間が経過した後には公開されており、外務省の保有するものは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定に従って取り扱っているところである。

食糧増産援助としての資金の供与に係る事前の調査並びにモニタリング及び評価については、御指摘の調査団の調査結果等に照らすと、その精度を更に向上させる必要があると考えられたことから、今後は、事前の調査について

は、被援助国のニーズや実施体制についてJICAと連携しつつより詳細な調査を行い、モニタリング及び評価については、先に述べた政府間協議会の開催回数を増やすなどのことを行うこととしている。また、食糧増産援助に係る情報の開示については、引き続き適切に対応してまいる所存である。

五について

財団法人日本国際協力システム(以下「JICS」という。)は、「我が国の経済協力分野のうち二国間贈与事業を中心とする事業の適正かつ効率的な実施に協力することにより、一層質の高い国際協力を推進し、もって、世界経済の発展と友好に寄与すること」を目的とする公益法人である。

JICAから聴取したところによると、食糧増産援助としての資金の供与に係る事前の調査については、農業資機材及び調達事務に関する総合的知見及び専門性を有しており、過去の実績において監理に問題が認められなかったJICSがJICAから委託されているものと承知している。事前の調査の今後の在り方については、食糧増産援助の在り方につき引き続き適宜見直しを行っていく中で、必要があれば検討していく考えである。

また、お尋ねの食糧増産援助の実施促進業務及び事後評価については、JICSが受託しているという事実はないと承知している。

六について

食糧増産援助としての資金の供与に関する被援助国との合意においては、被援助国において供与資金により調達した農業資機材を国内で販売した結果得られる現地通貨を積み立て、これを被援助国自身による社会経済開発の目的のために活用することとしており、このような取扱いは、政府開発援助の趣旨に沿うものであると考えている。

御指摘の調査団において、被援助国政府、同国の農業従事者、関係国際機関及び現地で活動している非政府組織から、このような見返り資金の仕組みを含め、食糧増産援助について聞き取り調査を行い、また、一について述べた政府間協議の場等を通じて、見返り資金の積立て状況について確認したところ、我が国政府から被援助国政府に対し更に積立てを行うよう申入れをしてきているにもかかわらず、供与した資金で調達された農業資機材が当初の計画どおり売却できない等の理由により、十分な積立てが行われていない国が見られた。今回の食糧増産援助の見直しに当たっては、このような状況を踏まえ、被援助国政府の計画につき、ニーズや実施体制についてより詳細な事前調査を行うこととした。

被援助国における見返り資金の積立て状況は、別表のとおりである。

七について

平成十五年度予算政府原案では、無償資金協

力に係る予算全体が削減される中、過去に食糧増産援助としての資金を供与した国について、被援助国における食糧増産援助に係る事業の実施体制、経済社会状況、我が国との二国間関係等を総合的に勘案し、平成十五年度に必要と見込まれる額として約五十一億円を計上したものである。

平成十五年度予算の実行として、食糧増産援助としての資金を具体的に供与する国については、今後、被援助国政府からの具体的な要請を踏まえ、要請時点における当該国における食糧増産援助に係る事業の実施体制、経済社会状況等をその都度総合的に勘案して決定するため、現時点で明らかにすることはできない。

八について

外務省において平成十一年八月十日発表した「政府開発援助に関する中期政策」においては、農業分野を食糧問題の解決等に向けた施策の一つとして位置付け、開発途上国を支援することとしている。我が国は、開発途上国の農林水産業分野に対し、食糧増産援助のほか、灌漑施設整備、流通システム改善等に関する無償資金協力や円借款による支援、農業技術向上等のための研修員受入れ、専門家派遣、青年海外協力隊による技術協力等の様々な形態による協力を通じて、過去十年間で百三十か国以上に対し約一兆七千億円の二国間の資金援助を実施してきた。また、FAO等の国際機関を通じて支援を行ってきたおり、過去十年間で一千八百二十四億円

以上の拠出等を行っている。

我が国は、開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国の食糧自給のための自助努力により解決されることが重要との観点から、食糧増産援助を実施してきている。

このような考え方に基つき、今後も引き続き、開発途上国を支援していくため、平成十五年度予算政府原案においては、食糧増産援助として約五十一億円を計上するとともに様々な形態による農林水産業分野への支援を行う予定であり、また、FAO等農業関係国際機関に対する拠出金等として約五十八億円を計上している。

九の1について

御指摘の調査団の報告書は、現在、JICAが作成しているところであり、完成後、JICAにおいて所定の手続に従って公開するものと理解している。

九の2について

今後の食糧増産援助の在り方についての見直しは、被援助国との政府間協議、関係国際機関との意見交換等を踏まえ、必要に応じ、適宜、適切に行う考えである。

九の3について

外務省において一について述べた「食糧増産援助についての見直し」を取りまとめるに当たっては、意見交換を希望する非政府組織と意見交換の場を設けてきたが、引き続き、必要に応じ御指摘のような意見交換の場を設けることを検討してまいる所存である。

別表

アジア

国名	積立て額（注一）（注二）	使途（注三）
インド	二百六億六千三百二十万ルピー	農業振興
インドネシア共和国	六十億八千四百九十七万八千ルピア	使用実績なし
カンボジア王国	平成九年度以降供与なし	同上
スリランカ民主社会主義共和国	十三億七千三百三方スリランカ・ルピー	農業振興、村落開発、教育振興、政府施設整備等
タイ王国	平成九年度以降供与なし	同上
中華人民共和国	四億一千九百五万三千元	農業振興等
ネパール王国	三億一千七百五十九万六千ネパール・ルピー	農業振興、村落開発、治水等
パキスタン・イスラム共和国	三月二十四日現在回答無し	同上
フィリピン共和国	十三億八千八百八十四万二千ペソ	農水産業振興等
ブータン王国	四億二千六百四十四万ニュルトラム （注四）	農業振興、道路建設、政府施設整備等

ミャンマー連邦	二千三百万チャット	三月二十四日現在回答無し
モンゴル国	十八億三千六百五十四万九千トグログ	農業振興
ラオス人民民主共和国	十億七千六百四千キープ	農業振興

アフリカ

国名	積立て額	使途
アンゴラ共和国	二千九百四十二万六千クワンダ	使用実績なし
ウガンダ共和国	三億二千三百六十八万九千ウガンダ・シリング	畜産振興
エジプト・アラブ共和国	四千三百五十七万七千エジプト・ポンド	農水産振興、教育
エチオピア連邦民主共和国	一千八十五万六千ブル	使用実績なし
エリトリア国	五百九十四万四千ナクファ	使用実績なし
ガーナ共和国	八十億一千七百六十万七千セディ	農業振興

カーボヴェルデ共和国	三千七百五万八千カーボヴェルデ・エスクード	使用実績なし
カメルーン共和国	六億三千七百八十九万七千セーフ・フラン	使用実績なし
ガンビア共和国	九百七十八万二千ダラシ	使用実績なし
ギニア共和国	十二億七千九百三十三万四千ギニア・フラン	三月二十四日現在回答無し
ギニアビサウ共和国	平成九年度以降供与なし	同上
ケニア共和国	十億四千五百六十八万四千ケニア・シリング	飢饉対策、道路建設、園芸振興、医療
コートジボワール共和国	二十三億一千二百八万二千セーフ・フラン	三月二十四日現在回答無し
コモロ・イスラム連邦共和国	平成九年度以降供与なし	同上
コンゴ民主共和国 (注五)	平成九年度以降供与なし	同上
ザンビア共和国	平成九年度以降供与なし	同上
シエラレオネ共和国	平成九年度以降供与なし	同上

ジンバブエ共和国	一億三千八百五十三万八千ジンバ ブエ・ドル	農業振興、地方開発、保健、 福祉等
スーダン共和国	平成九年度以降供与なし	同上
スワジランド王国	一千五百四十七万四千リランゲ ー	三月二十四日現在回答無し
セネガル共和国	六十五億六千七百二十八万二千セ ーファール・フラン	輸送、植物防疫等
ソマリア民主共和国	平成九年度以降供与なし	同上
タンザニア連合共和 国	五十四億四千四百二十六万九千タ ンザニア・シリング	農業振興、医療、教育、環境 保全、道路建設等
中央アフリカ共和国	三月二十四日現在回答無し	同上
トーゴ共和国	十億一千八百八十九万三千セーファ ール・フラン	農業振興等
ナイジェリア連邦共 和国	零	実績なし
ナミビア共和国	二千四百六十一万九千ナミビア・ ドル	三月二十四日現在回答無し
ニジェール共和国	十億六千六百五十六万一千セーフ ァール・フラン	三月二十四日現在回答無し

ブルキナファソ（注 六）	十七億七百二十五万四千セーファ ー・フラン	三月二十四日現在回答無し
ブルンジ共和国	平成九年度以降供与なし	同上
ベナン共和国	四億七千三百三十七万七セーファ ー・フラン	使用実績なし
マダガスカル共和国	二百三十五億三千七百四十七万 一千マダガスカル・フラン	三月二十四日現在回答無し
マラウイ共和国	五千九百万マラウイ・クワチャ	空港施設整備、教育、農業振 興等
マリ共和国	三十六億四千八百九万六千セー フ・フラン	農林業振興等
モザンビーク共和国	三月二十四日現在回答無し	同上
モーリタニア・イス ラム共和国	八億四百五万八千ウギア	ダム建設、道路建設、治水等
モロッコ王国	平成九年度以降供与なし	同上
リベリア共和国	平成九年度以降供与なし	同上
ルワンダ共和国	平成九年度以降供与なし	同上

レソト王国

七百十五万四千マロチ

農業振興

中南米

国名	積立て額	使途
エクアドル共和国	四百九十四万三千米ドル	農業振興
エルサルバドル共和国	六百六十二万四千米ドル	三月二十四日現在回答無し
ガイアナ協同共和国	平成九年度以降供与なし	同上
グアテマラ共和国	七千九十三万三千ケツツアル	農業振興、貧困救済
ドミニカ共和国	五千九百三十三万五千ペソ	農水産業振興、国营放送局近代化等
ニカラグア共和国	八千百七十四万五千コルドバ	農業振興、道路整備
ハイチ共和国	一億百五万グルド	農業振興
パラグアイ共和国	零	農業振興、道路整備
ペルー共和国	四百七十四万二千ソル	農業振興、洪水被災地再建、ゴミ処理等
ボリビア共和国	九百八十五万米ドル	道路整備、災害復興等

ホンジュラス共和国	一億二千三百二十万千レンピーラ	農牧業振興、農村女性支援、環境等
-----------	-----------------	------------------

中東

国名	積立て額	使途
アフガニスタン	平成九年度以降供与なし	同上
イエメン共和国（注七）	六億三千七百一十一万五千イエメン・リアル（注八）	農業振興等
シリア・アラブ共和国	九千五百七十万四千シリア・ポンド	使用実績なし
パレスチナ暫定自治政府	六億八千四百二十九万一千円	農業振興
ヨルダン・ハシエミット王国	三百二十万ヨルダン・ディナール（注九）	使用実績なし

東欧・中央アジア

国名	積立て額	使途
アゼルバイジャン共和国	一千百十三万五千マナト	使用実績なし

和 国

アルバニア共和国

三億八千百三十五万一千レク

農業振興

アルメニア共和国

二十億二千八百九十四万八千ドラ
ム

農業振興

ウズベキスタン共和
国

二億八百三十万スム

農業振興等

キルギス共和国

二千五百四十一万五千ソム

農業振興

グルジア

二百九十一万八千ラリ

使用実績なし

ボスニア・ヘルツェ
ゴビナ

六百九万ボスニア・マルク

使用実績なし

マケドニア旧ユーゴ
スラビア共和国

六千九百三十六万二千デナル

使用実績なし

モルドバ共和国

二千四百十万八千レイ

農業振興

大洋州

国 名

積立額

使 途

サモア独立国（注十）

三月二十四日現在回答無し

同上

バプアニューギニア 平成九年度以降供与なし

同上

(注一) 平成九年度から平成十三年度までの五年間に食糧増産援助としての資金を供与した被援助国又は地域から報告のあった右供与に係る見返り資金の積立て額の累計。なお、平成八年度以前の見返り資金については、資料がないのでお答えすることができない。

(注二) 千未満の端数を切り捨て。

(注三) 被援助国又は地域から報告のあった平成九年度から平成十三年度までの五年間の見返り資金に係る使途。

(注四) 一部平成八年度以前の積立て額を含む。

(注五) 千九百九十七年五月に国名をザイル共和国から改称。

(注六) 千九百八十四年八月に国名を上ヴェルタから改称。

(注七) イエメン共和国は、千九百九十年に南北イエメンが統合し成立。

(注八) 一部平成七年度以前の積立て額を含む。

(注九) 見返り資金口座に入金手続中。

(注十) 千九百九十七年に国名を西サモアから改称。

(答弁通知書受領)

一、去る三月二十八日、内閣から、衆議院議員城島正光君提出第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年四月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三月二十八日、内閣から、衆議院議員江田憲司君提出イラクへの武力行使の正当性等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年四月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三月二十八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出国内テロ対応に関する指示命令系統等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年四月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る三月二十八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出北朝鮮のミサイルに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年四月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十五年四月一日

提出者

議院運営委員長 大野 功統

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十六年三月三十一日までの間、引き続き現行の

削減措置を継続することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一一五円